

## (仮称)南相馬市産業創造センター施設設置(案)について

## 1 設置の目的

既存の新規産業創造センターに新たに整備中の復興賃貸事業所を加え「南相馬市産業創造センター」として一括で運用し、創業・起業支援、入居者と地元事業者等との交流等を含むソフト支援を通じて、市内の産業発展に必要な環境の整備を推進し、市内で新規事業に取り組む企業等が創業等しやすい環境支援と市内での対外的な情報発信等を行うことを目的としている。

## 2 施設の概要

## ○A棟 (工事中・復興賃貸事業所)



- ・完成：令和2年6月末(予定)
- ・面積：約1,580㎡
- ・部屋数：貸事務所 8室/貸工場 4室  
会議室 1室 管理事務室 等

## ○B棟 (現・新規産業創造センター)



- ・完成：平成24年3月
- ・面積：約513㎡
- ・部屋数：貸事務所 8室 共用スペース



- (1) 名 称：南相馬市産業創造センター（条例第 2 条）
- (2) 位 置：南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 7 6（条例第 2 条）
- (3) 業務内容：（条例第 4 条）
- ・産業創造センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
  - ・起業支援の場所の提供に関すること。
  - ・利用者の事業支援に関すること。
  - ・利用者の人材育成に関すること。
  - ・利用者と市内事業者等との交流に関すること。
  - ・企業や事業に関する情報収集と情報発信に関すること。
- (4) 休館日・開館時間（条例第 5 条・第 6 条）
- 休館日
- ・南相馬市の休日を定める条例に規定する市の休日と同じ。  
（土・日・祝日 ほか 1 月 2 日から 1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日）
- 開館時間
- ・午前 9 時から午後 5 時まで（福島ロボットテストフィールドと同様）  
工場区画及び事務所区画については、常に利用者に開放するものとしている。
- (5) 管理の方法（条例第 1 4 条、第 3 0 条）
- 指定管理者による管理。指定管理者に代わって市長が管理を行う必要が生じた時は、市長。
- (6) 利用料金（条例第 2 4 条）
- 施設を利用するものから場所により利用料金を徴収する。

## 【利用料金表】

棟区分	施設区分	面積(m <sup>2</sup> )	単位	利用料金
A 棟	工場(区画 1)	145.34	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場(区画 2)	145.34	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場(区画 3)	145.34	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場(区画 4)	145.34	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	事務所(区画 1)	57.53	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所(区画 2)	55.9	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所(区画 3)	55.9	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所(区画 4)	57.53	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所(区画 5)	57.53	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所(区画 6)	55.9	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所(区画 7)	55.9	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所(区画 8)	57.53	1 月	8 1 , 9 0 0 円
		会議室	83.53	1 時間
	事務所(区画 1)	39.63	1 月	5 6 , 2 0 0 円

B 棟	事務所（区画 2）	39.35	1月	55,800円
	事務所（区画 3）	39.35	1月	55,800円
	事務所（区画 4）	39.63	1月	56,200円
	事務所（区画 5）	29.63	1月	42,100円
	事務所（区画 6）	39.72	1月	56,400円
	事務所（区画 7）	39.51	1月	56,100円
	事務所（区画 8）	39.72	1月	56,400円

## (7) 施設の利用許可の期間（施工規則第 4 条）

1 年間（事務所区画は最長 5 年、工場区画は最長 10 年まで更新可）

## (8) 減免（施行規則第 15 条）

減免条件	減免割合
国、地方公共団体その他の公共団体が主催、又は共催して行う事業に利用するとき	全額
産業創造センターの目的に寄与すると市長が認める行事又は事業のために利用するとき	全額
その他指定管理者が特に必要と認めるとき	指定管理者が市長と協議の上定める額

## (9) 施行日（条例附則）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行。ただし、準備行為等は、公布の日から施行する。

準備行為...産業創造センターの利用に係る募集、その他必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為。

## 【産業創造センター施設全体のイメージ】



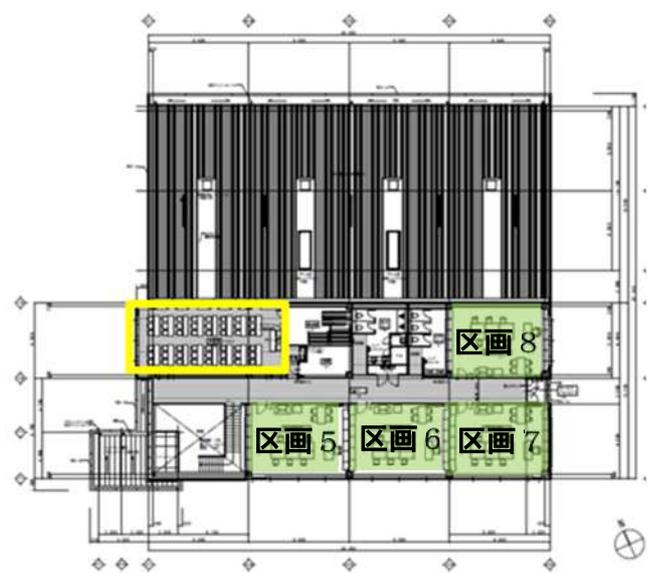
○A棟（南側）



○A棟（北側）



○復興賃貸事業所（1F）



○復興賃貸事業所（2F）

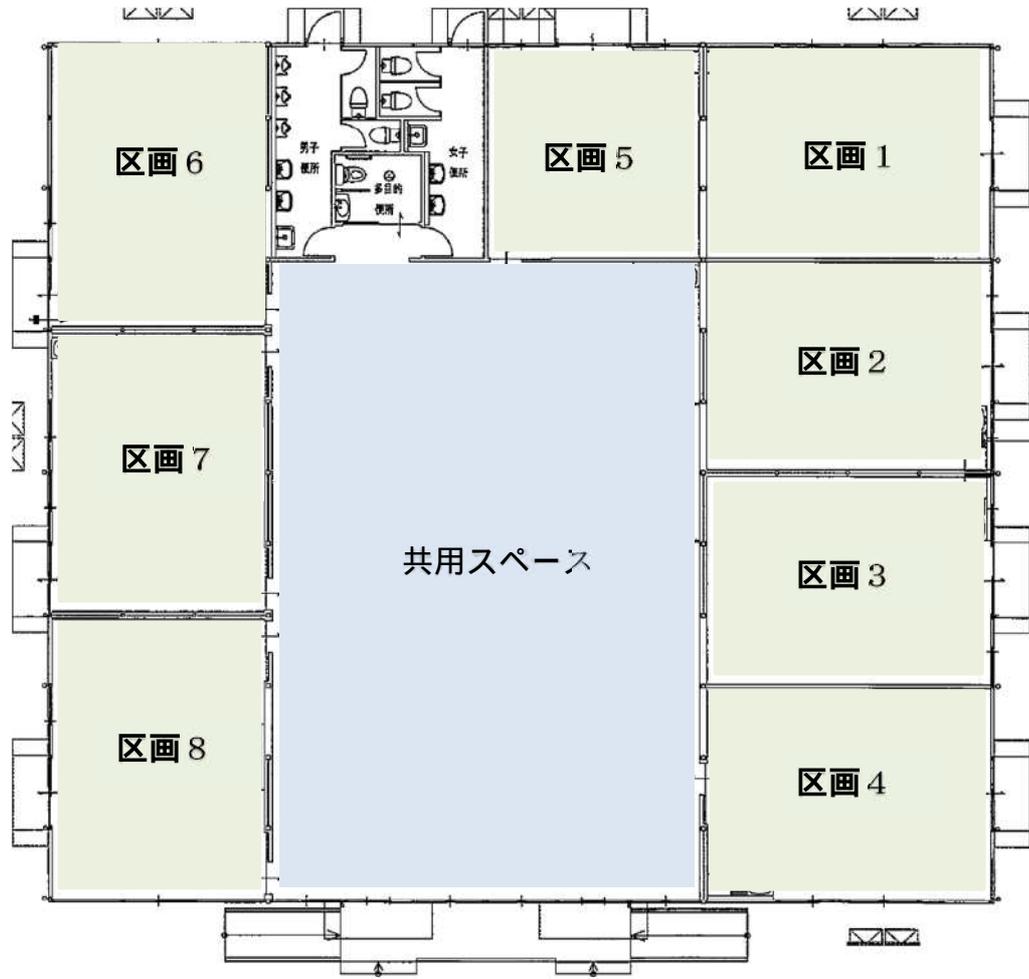
事務所スペース

会議スペース

貸工場スペース

貸事務所スペース

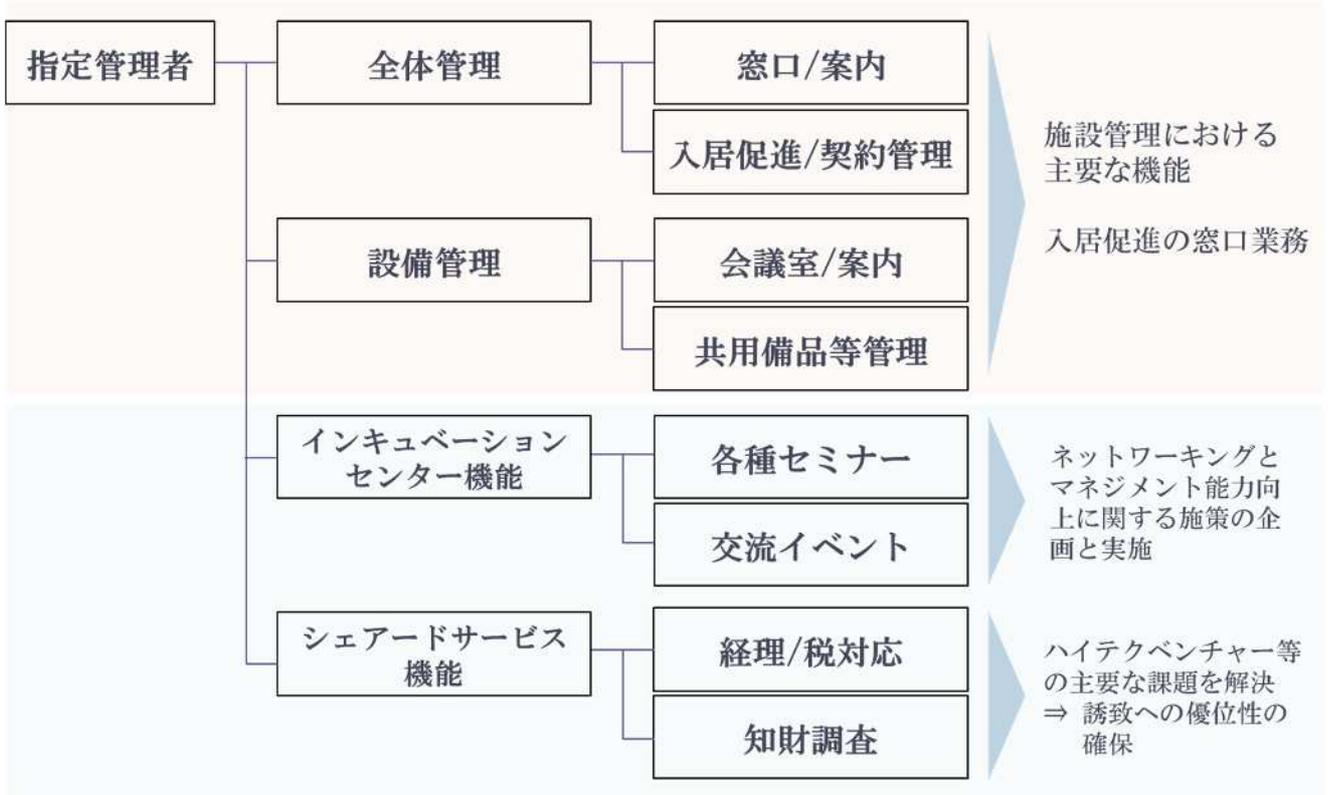
B棟外観



貸事務所スペース

共用スペース

【業務内容のイメージ】



4 スケジュール

年	月	内容
令和2年	3月	設置条例・規則（議会上程）
	4月	区画利用者及び指定管理者の募集
	6月	A棟完成（工期：R2.6.30）
		指定管理者の議会承認
	7月	指定管理者による運営開始
9月	開所	